

農業委員会総会議事録

令和2年2月26日

高千穂町農業委員会

議 事 録

期 日 令和 2 年 2 月 26 日 午前 9 時 30 分 ～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出 席 委 員

原田文男	甲斐謙二	福嶋信二	市野辰廣
安在昭則	佐藤公也	佐藤恒和	佐藤春男
福原良治	興梶達彦	佐藤收喜	須藤邦生
竹次民生	松川智年	甲斐泰郎	
藤本道廣	尾賀徳光	坂本安則	甲斐正廣
興梶香月	甲斐 誠	甲斐雅通	佐藤政信
土持陽宏	田上孝生	林 順善	内倉眞澄
佐藤則行	佐藤弘文		

欠 席 委 員 佐藤 眞

事 務 局 甲斐 徹 甲斐順久 甲斐孝行 安在保久

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

5. 佐藤收喜委員 6. 佐藤恒和委員

・議案第5号 農用地利用集積計画のについて

議案第5号-1、5号-2

(事務局説明) 議案5-1、5-2について土地の表示、貸付人・借受人氏名・法令等説明。
使用貸借により利用権の再設定 2筆 1,006㎡ 5筆 2,414㎡

(担当委員説明) 5-1と5-2は借受人が同一なので、関連議案として報告します。借受人は自動車整備工場で働いていますが、里芋の生産にも力を入れており、転作をするために土地を借りている状況です。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 地目は田となっていますが、田と芋で交互に栽培する感じですか？

(担当委員) はい、そうです。

(委員) 水利権はどちらが持っていますか？

(担当委員) 水利費については、借り手が支払っていますが、代わりに地代は無料ということになっているようです。とにかく、耕作者がいれば農地を荒らさなくて済むということです。

(委員) 借受人は自分の田を持っていますか？

(担当委員) 借受人が自ら持っているのは全て水田です。土日は朝5~6時から山に入って働いているとのことでした。

(委員) スクリーンに示されている航空写真と字の堺があっていないみたいですが、どうしてですか？

(事務局) この地域は、地籍調査が完了しておらず、公図に反映されていない為、どうしてもズレが生じます。町内でも数か所こういった集落があり、調査の際にはご迷惑をおかけしているところですので。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-1、5号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第5号-3

(事務局説明) 議案5-3について土地の表示、賃貸人・賃借人氏名・法令等説明。
賃貸借による利用権の設定 1筆 1,907 m²

(担当委員説明) 今回の申請農地につきましては、遊休農地の調査ではいつも荒れているなどという印象があるところでした。借り手が見つかるかと思っていたので、ほっとしているところ
です。現地は草刈りもちゃんとしてありました。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(担当委員) 賃借人についてですが、ここだけでなく、いろいろと別の農地も請け負っている
方です。加工用里芋に力を入れており、これが連作を嫌うので、農地を回すためにも借りてい
るところです。この場所は西日が少し早く陰りそうではあるのですが、油断すると雑木が侵入
してきそうではあったので、耕作者が見つかって本当に良かったと思います。

(委員) 里芋の相場はいいんですか？

(担当委員) J A都城が買い取るようです。一旦植えてしまえば、あまり手のかからない作物
ではあると思います。湿り気のあるところが良いとのこと。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-3について、ご承認いただける方は挙手
をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第5号-4

(事務局説明) 議案5-4について土地の表示、譲渡人・譲受人氏名・法令等説明。
売買による所有権移転 1筆 3,981 m² 嘱託登記案件

(担当委員説明) この譲渡人は半年ほど前にも農地の所有権移転案件で出し手になった方
です。この農地の隣が譲受人の農地になっており、その関係で今回購入することになりました。
航空写真で見ると、県道からすぐ入りやすいところに見えますが、実際は60mの高低差がある
ところ。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 今回嘱託登記ということですが、その内容について再度教えて下さい。

(事務局) 通常農地の所有権移転などは、農地法3条により行い、その登記に関する手続きはご自身で行うか代書人さんがすることになります。しかし、買い手が認定農業者等であれば、農業経営基盤強化促進法を使うことができます。これにより農用地利用集積計画が承認されれば、役場が本人や代書人に代わって登記の手続きをすることができますので、費用が抑えられるというメリットがあります。また、対象が農業振興地域の農用地であれば、農業振興公社の農地売買事業に取り組むこともできます。役場の嘱託登記では、登録免許税や手数料は本人負担となりますが、この事業では、それらも公社が負担するということになります。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-4について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

(議長) ありがとうございます。議案については以上です。

以上議事録の正確を証するため署名捺印する。

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印